

徳田の歴史-19 条里制

1/2

●条里制とは日本の古代から中世後期にかけて行われた土地区画管理制度である。耕地を6町(約 650m)間隔で縦横に区切り6町間隔の横(東西)の列を“条”、6町間隔の縦(南北)の列を“里”と呼び1里内を更に1町間隔(約 109m)で縦横に区切って36等分しその1町平方の1区画を“坪”と呼び、一ノ坪から三十六ノ坪まで数字の名前が付けられた。(現在の坪単位とは異なる)

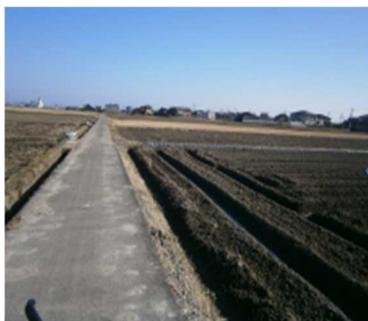
●この制度は特に平安時代の頃(794年～)より鎌倉時代(1185年～)にかけて全国的に広がって行きました。しかし安土桃山時代(1575年～)に入ると豊臣秀吉による太閤検地(1581年～1598年)が行われたことやその後の洪水等の災害により条里制の区画は徐々になくなり又地名も消滅していったと言われています。そのような中で私たちの徳田地域でも条里制の名残りのある地名が今でも一部の地域に残っています。

※徳田地区より堀切川(北川)付近に至る田んぼに“坪”の付く地名が下記2ヶ所、今も残っています。



◎五ノ坪

堀切川の北側流域にこの地名があります。(伊勢線より屋去方面を望む)



◎六ノ坪

ふれあい会館北側及びその付近にこの地名があります。(伊勢線より梨の木方面を望む)



五ノ坪付近の堀切川に一ノ坪の名前の水門があります。おそらくこの付近には一ノ坪の名前の田んぼがあったと思われます。

〔参考〕

中ノ川流域として条里遺構が存在するのは特に三宅、長法寺、徳居、御園、徳田、稲生の一部、五祝、千里の各地域に見られる。その中で条里の“坪”の数字名が残っている田んぼは徳田地区の他に、三宅地区の八ノ坪、五祝地区の九ノ坪がある。

古墳時代後期より条里は始まっているが、文献は乏しく、どのあたりに何条あったかの詳細は不明です。又地形が傾斜したり水の便が悪かった所には条里遺構は存在していないようです。



長法寺、三宅方面



五祝、千里方面